

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第 22 号 (2010 年 4 月 8 日)

**不当判決の二次訴訟
控訴審始まる！**
5 月 1 2 日 (水) 10:30 ~
東京高裁 812 号法廷

被控訴人 国
代表者法務大臣 千葉景子
行政処分庁 外務大臣 岡田克也

目次	
要請書に対する	
岡田外相からの回答	1
三次訴訟・第 6 回口頭弁論	2
不二越訴訟で発見の個人請求権	
日本政府に確認 崔 鳳泰	4
2010 年度 総会報告	6
コラム 魂の叫びに支えられて	
山川修平	10
判決に思う	
野田隆稔	11
東京新聞サタデー発言 吉澤文寿	
事務局だより	12

**新政権 核密約関連文書のように
率先して情報開示に向かう様子見られず**

2009 年 10 月 21 日

賛同 18 団体と個人 2 名で 岡田外務大臣へ提出した要請書
日韓会談文書の 25% 分
墨塗り箇所の公開を命じてください！！

2010 年 2 月 1 日

岡田外務大臣からの回答
原告敗訴の判決を知っているが
現在、進行中の訴訟の状況を見守りたい方針

要請書に対する岡田外務大臣からの回答が無いので、1 月 15 日外務大臣秘書官山田欣幸氏を通して回答を求めたところ、上記の回答が届きました。
日韓両市民の連帯によって、引続き、日韓会談文書全面公開運動を進めます。

行政機関情報公開法の目的は？

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政訴訟の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保存する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

三次訴訟 第6回口頭弁論

2月23日(水)10:30～ 東京地裁 522号法廷

今回提出された書面

被告国(外務省)側書面(5) <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>をごらんください。

報告集会 10:50～ 522号法廷 控室

東澤弁護士

今日は、三次訴訟でしたが、あまり面白くない裁判ですね。

今日、不開示理由2(文書数109)の国側主張がようやく終わったのです。これから不開示理由1(文書数259)について国(外務省)側が主張を始めるわけですが、これまで、1回50文書ずつ、5回に分けて行うという予定だったのですが、前々回、崔鳳泰さんが出席し、前日も弁護団の方から、早くしてくれと裁判所に申し入れた結果、今後4月、6月、7月、8月、10月に、国(外務省)側は主張をおこなうことになりました。

もう一つ、残念ながら、昨年、裁判で負けた二次訴訟については、現在、控訴理由書を作っているところです。

第1回の期日が何日になるか、これは裁判所と弁護団の方で話しを進めているところですが、候補としては、第三次訴訟と同じ4月21日(水)の午後という提案が出てきているのですけれども、まだ最終的には確定しておりません。

いずれにしても3月中に、こちら側から控訴理由書を出して、第1回で終わるのか、或いはもう少し調べるところは調べることになるのか、控訴審が始まります。

こちらの方の大変さというのは、みなさん、判決文を読んでいただくと、若干、感触として分かると思いますが、具体的なことは、全然、審査していないのです。

一審判決の枠組みは、情報不開示については抽象的なレベルでしか判断をしていません。しかし被告国(外務省)側は、より詳しい主張をしていますし、さらにこちら側は、もっと具体的な主張をしてここの文書にはこういうことが書いてあるではないか、それだったら外交交渉に影響することは無いではないか、というふうな主張をしてきたのですけれども、一審判決は、北朝鮮との交渉があるとか、北朝鮮は非常に関心を持っている、だから開示することはできない、という判断をしているわけです。大雑把に言えばこういったことです。

それを何とか、もう少し具体的に議論したい、そうでなければ情報公開制度そのものが無意味なものになってしまうということを、控訴で主張していきます。で、恐らく控訴審も、一審判決の枠組みだったら、あまりにも情報公開という制度が骨抜きになってしまうので、さすがにそここのところは何らかの修正をしてくるのではないか、ということを期待して、今、いろいろな資料を照合しているところです。

それについては、どこまで進んでいるのだ、大丈夫出来るのか、ということは聞かないで下さい。頑張ると言うしかない。で、張 弁護士・・・

張 弁護士

頑張ります。

司会

張 弁護士、何か補足することありますか。

張 弁護士

補足するとすれば、控訴審の控訴理由書は、これから頑張って作ることにになりますが、会心の出来になると思いますので、みなさん、期待してください。

東澤弁護士

これからって、なんですか（笑）。

張 弁護士

頭の中には出来ているのですが、パソコンに向かうのはこれからということです。

吉澤氏

確認ですけれども、今回、判決の中で、「韓国で公開された文書とは次元が違う」という解釈は、どういう根拠に基づくのでしょうか。

東澤弁護士

根拠というより、あれは屁理屈です。こちらの方は韓国文書でその内容は分かっている更には、いろんな資料から、ここには何が書いてあるか分かっている、分かっている内容で、果たして今、公開して何らかの害悪があるかどうか、それを判断してくれ、というふうに言っているのです。

ところが裁判所は、その具体的な議論というのを逃げたところで、一般的に北朝鮮と交渉をやっていないから隠すという判断については法では無い、というところで結論を出してしまっている。あとはこちら側の言っていることを蹴るためだけのもので、だから、次元が違う、次元が違うから何なのだとということです。

こちら側の言っていることは、別に韓国の文書が公開されているから、直ちに情報公開すべきだ、と言っているわけではなく、ここの中に書いてあることだったら、もう公になっても外交交渉に不利益を生じないでしょう、だったら不開示理由にはならないでしょう、というふうな議論をしているのです。だからそこまで踏み込んでこない。

まとめて言えば、次元が違うという議論というのはこちらの言い分に対して答えていないということです。

吉澤氏

ということは、情報公開法を誤って解釈している。

東澤弁護士

ということになりますね。そんな解釈をしていたら、どんな外交文書でも、全く中身は信用できない、ということになります。

Q

そうすると、この裁判は、情報公開法そのものを問うみたいな裁判になるのですね。

東澤弁護士

そういった意味で、小町谷弁護士も言っていましたが、あの判決の枠組みを定着させるということは、非常に怖いことなる。ですから我々も、もう少し議論の場を広げて、問題を提起していった方がいいのではないかと考えています。

第2次不二越訴訟の法廷に提出

～ 日本公開文書で発見された個人請求権 ～

聯合ニュース 日本政府に対して その真意を正式に確認

原告・崔鳳泰弁護士

去る3月14日、聯合ニュースは、長期間、秘密に処理されていたが解除され、公開された「平和条約上国民の財産および請求権放棄の法律的意思」(1965.4.6.)、「日韓請求権条項と在韓私有財産権などに対する国内補償問題 (1965.9.1.)」等3件の文書を通じて、日本政府が、当時、日韓請求権協定により放棄したのは、外交保護権だけだと主張した文書が発見されたと報道し、結局、個人の請求権は消滅されなかったことではないか、という問題提起をして、韓国で大きな論議になった。

その後、聯合ニュースは、日本政府に対して、その真意を正式に確認をしたところ、結局、個人請求権も消滅したという返事を出してきたと、再び報道した。

この間、日本政府が個人請求権の消滅の有無に対して、一進一退してきたことは良く知られた事実なので、これは、それほど新しい事実でもない。

1990年代の初め、日本外務省の条約局長が個人請求権は生きていって、不二越裁判第1審では、その翌日を時効起算点と見る判決まで出してきたことがあるが、その後、その趣旨は、個人請求権が活着しているのではなく、裁判を請求できる権利に過ぎないという言葉に変わり、結局、2007.4.27.西松建設最高裁判所では、裁判上訴求する権能が消えたもので、実体的権利は残っているので、自発的に被害救済をせよという趣旨の勧告まで出るに至った。

このような日本政府の一進一退の歩みは、昨年、日本政府が勤労挺身隊被害者に99円の厚生年金脱退手当金を支給して、韓国国民の怒りを招いた後、再び日本政府の二重性を見せるもの、と韓国社会では認識されている。

周知のように、この文件は不二越裁判において法廷に提出されたもので、平和条約等によって自国民の権利を放棄したとしても、日本政府は、自国民に対する補償義務はないとするために作ったものである。しかし日本政府は韓国の被害者には勿論のこと、未だに戦争当時の民間人被害者、及び、米軍の原爆投下により発生した日本国民が被った被害に対して補償をしないている。

このような論理から見ると、日本政府は、韓国政府が去る2005年韓日協定文書を全面公開して判明した韓国政府の責任を履行するために、被害者支援法を作り、色々な支援を始めていることが、目の上のたんこぶのように、不満に思うだろう。

だから日本政府は今も、韓国で公開された文書すら、日本で公開されるのを最後まで拒

絶し、結局、公開によって明らかになる日本政府の責任履行を拒否すると同時に、韓国政府が被害者に対する補償責任を履行できないように妨害しているのだ。

われわれは東アジアの市民として、日本政府のこのような態度を許すべきなのか、深刻に問い直さざるをえない。ましてや民主党新政府すらも、文書公開の決断をしないていることは、歴史を直視する勇気があるという鳩山政府が、東アジアの市民たちを相手に、コメディをしているのではないのか、という疑いが起きる。

周知のように韓日協定は、冷戦当時、日本の戦犯勢力と韓国の軍事クーデター政権とが結託して、日帝被害者の権利を踏みにじった冷戦の産物であり、現在、色々な点で問題点と矛盾が現われている。

即ち、冷戦当時の手抜き工事で、あちこちに穴が開き、ひびが入って水が漏れている有り様だ。このままでは、この間積み上げた韓日関係が、いつでも崩れ落ちてしまう危険性が常に存在する。

特に日本政府は現在、東京地方裁判所で進行しているサハリン韓国人郵便貯金訴訟で、韓日請求権協定の基本である韓日請求権協定第2条3の「国民」の解釈に対して、韓日請求権協定当時の国民だけでなく、協定署名日以後に国籍取得した人も適用されるという、常識にも反する無理な主張をしている。

この間、韓国政府は、今回の聯合ニュースで報道されたように、韓日請求権協定を通じて外交保護権だけでなく、個人の請求権も一定部分解決されたとして、日本政府に代わって補償までしながら、日本政府の立場が困らないように配慮してきた。

だが、サハリンに関連して韓国政府は、日本政府が無理な主張をしていると問題提起をし始めた。

こういう状況で、日本政府がこれ以上欲を張るのなら、韓日協定はリモデリング(再構築)でなく、全面破壊して新しく作らなければならないかも知れない。

韓日協定は冷戦時代に、それこそ米国の強力な介入によって作られた手抜き工事だ。これを放置したままでは、冷戦後の韓日関係の未来を構築するためには、余りにも手抜きした工事である。

今からでも遅くはない。日本政府は、韓日協定関連文書を即刻公開し、何が問題だったのかを日本国民に告白し、誤った部分は補修して是正しなければならない。

それどころ、真の東アジア共同体を作ることができる。 (翻訳：李 洋秀)

第2次不二越訴訟

**「日本公開文書で発見された個人請求権」については
同封した国際学術シンポジウム
～韓日両国の文書公開から見た1965年の韓日協定と請求権問題～
をご覧ください**

2010年12月23日 2010年度の総会が開かれました



審議事項

1. 第6条（役員）常勤役員は、山田昭次氏辞任のため、田中 宏氏が承認されました。
2. 役員 の 補充 ホームページ担当の安田多香子氏が役員として承認されました。
3. 会計については、 2010年度も引き続き個人宛の請求をおこないます。
新潟、京都、名古屋の役員が役員会等に出席した場合、交通費の半額を支給する。 また、事務局長、事務局次長の宿泊費は、その半額を支給することが承認されました。

2010年活動方針

基本方針

- ・ 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的
日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。
- ・ 外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう
全面公開を求める当会の目的を達成するために弁護団との連携を密にして行動する。

運動方針

- ・ 下記を原告として、二次訴訟控訴審、三次訴訟をおこなう。

二次訴訟・控訴審

韓国在住原告 崔鳳泰、李金珠、呂運澤

日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来 梁澄子

三次訴訟

韓国在住原告 崔鳳泰、李金珠、呂運澤、李容洙

日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来 梁澄子

- ・ 支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。
- ・ 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。
- ・ 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。
- ・ 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。
- 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。
- 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。
- 3. ホームページにより、最新情報を提供する。
- 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。
- 5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。

規 約

- 第 1 条 (目的) この会は外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求め、実現させることを目的とする。
- 第 2 条 (名称) この会を、日韓会談文書・全面公開を求める会とする。
- 第 3 条 (所在地) この会の事務局を、神奈川県伊勢原市高森 3 丁目 4 番地 22 高梨荘 202 号に置く。
- 第 4 条 (会員) この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者(被害者・遺族)会員、サポーター会員によって構成する。
- 第 5 条 (総会) この会は毎年 12 月に総会を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第 6 条 (役員) この会に次の役員を置く。
共同代表 4 名 常勤役員 1 名 副代表 1 名 事務局長兼会計 1 名
事務局次長 1 名 ホームページ担当 1 名 渉外部長 1 名
会計監査 若干名
- 第 7 条 (役員会) 役員(会計監査を除く)は役員会に出席して、運動方針の執行にあたる。
- 第 8 条 (スタッフ会議) 日常的な問題については、会員、サポーター会員の自主的な参加によるスタッフ会議によって検討する。
- 第 9 条 (年会費) 会員 3,000 円
当事者(被害者・遺族)会員は 0 円
サポーター会員 2,000 円、
- 第 10 条 (規約改正) この規約は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第 11 条 (設立年月日) 2005 年 12 月 18 日。

共同代表・常勤役員 田中 宏(一ツ橋大学名誉教授)
太田 修(同志社大学教授)
西野瑠美子(V A W W - N E T 共同代表)
吉澤 文寿(新潟国際情報大学准教授)

副代表

(情報公開代理人) 山本 直好(日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長)
事務局長&会計 小竹 弘子(ボランティアビデオ制作者)
事務局次長 李 洋秀(翻訳家)
ホームページ担当 安田多香子(なごや百合の会)
渉外部長 山田 恵子(V A W W - N E T Japan・会員)
会計監査 有村 順子(N P O 法人女たちの戦争と平和人権基金・理事)
" 新居 弥生(第 9 条の会オーバー東京・会員)

2009年度決算報告

日韓会談文書・全面公開を求める会

2009年会計報告

(2008.12.1~2009.11.30)

		単位:円
1. 収入		
(1)前年度繰越金		209,740
(2)会費		
1) 会員		312,000
2) サポーター		162,000
3) カンパ		1,247,500
4) 当事者		0
(3) 雑収入		1,030
収入合計		1,932,270
2. 支出		
(1) 事務用品費 事務所費		
1) 事務消耗		35,683
2) 通信費		21,880
3) HP契約料		150,336
(2) 集金費		112,316
(3) ニュース発行		247,527
(4) 裁判費用費		
1) 印紙代		0
2) 裁判費用		57,256
3) 原告渡航宿泊費		152,188
4) 弁護士費用		0
(5) 支払い手数料		4,305
(6) 雑費		10,000
支出合計		791,491
3 収支差額		1,140,779
4. 資産		
郵便口座		71,359
横浜銀行		984,314
小口現金		85,106
資産合計		1,140,779
5. 韓国ウォン特別会計		
		単位:ウォン
収入	カンパ	5,460,000
支出	渡航費	600,000
残高(ウォン現金)		4,860,000

会計監査

2009年12月5日

伝票、通帳、現金などの監査の結果上記報告に間違いありません。

有村順子



2010年度予算

日韓会談文書・全面公開を求める会

2010年度予算

(2009,12,1~2010,11,30)

	日本円	ウォン
1. 収入		
(1) 前年度繰越金	1,140,779	4,860,000
(2) 会費		
1) 会員	300,000	
2) サポーター	200,000	
3) カンパ	120,000	
4) 当事者	0	
(3) 雑収入	100	
収入合計	1,760,879	4,860,000
2. 支出		
(1) 事務所費		
1) 事務消耗	50,000	
2) 通信費	40,000	
3) HP契約料	150,000	
4) 交通宿泊費	400,000	
(2) 集会費	80,000	1,000,000
(3) ニュース発行	250,000	
(4) 裁判費用費		
1) 印紙代	0	
2) 裁判費用	595,879	
3) 原告宿泊費	150,000	
原告航空費		3,860,000
4) 弁護団費用	20,000	
(5) 支払い手数料	5,000	
(6) 雑費	20,000	
支出合計	1,760,879	4,860,000

コラム 魂の叫びに支えられて

名古屋・三菱朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会
山川 修平

金曜行動120回の軌跡

金曜行動とは、三菱重工本社のある品川駅港南口駅頭にて毎週金曜日、朝8時15分から10時までのアピール行動、さらに三菱重工本社玄関前へ移動して12時までのアピール行動である。三菱グループの社長会が金曜日に実施されていることに合わせての行動である。第1回は07年7月20日、以来丸二年半毎週続けられている。私は一度も休んでいない。幟、スピーカー、横断幕等行動ツールを預かり、それを持参しなければならない。日常生活そのものが金曜日にフォーカスされた緊張の日々である。一度休んでしまえば自分自身の挫折を予感する。今や原告はじめ多くの支援者を裏切ることができない。

金曜行動は闘いの基幹となる行動で、その線上で折々にインパクトのある企画を実施し今日に至っている。

08年の秋には「ハルモニたちと共にする会」が韓国で結成され、09年1月より、ソウルの三菱重工前で毎週金曜行動が続けられている。日韓同時刻の金曜行動である。さらに韓国では6月末の三菱重工株主総会までに10万人署名活動も展開されている。

09年10月5日、ついに社保庁・熱田社保事務所が原告7人に「年金手帳」を交付した。支援する会事務局長小出裕氏が中心となって約11年間にわたって折衝を続けた執念の結実であった。先般その年金「脱退金99円」が支払われ、日韓のマスコミが大きく取り上げた。しかし原告全員が受け取りを拒否、12月24日ソウル日本大使館前で抗議集会を開いた。99円に呆れ返ったのは原告たちだけではない。

弁護団は去る1月14日「審査請求書」を社会保険審査官宛てに提出した。99円問題は今後の新たな課題となっているものの、少女たちの三菱重工での在籍勤務事実を行政が証明した成果は重く大きい。戦後補償問題の未解決を裏づけるものである。

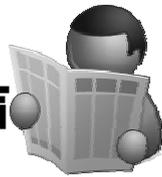
闘いの理論武装に二つの確信

99年（平成11）9月29日付『朝日新聞』の「論壇」に掲載された記事を私は長年何よりも大切にしてきた。投稿者は太平洋戦争犠牲者光州遺族会代表の李金珠さんであった。私はこの魂の叫びを何よりも大切にしてきた。後年、李金珠さんとお会いできる日が来るなどとは考えてみたこともなかった。当時、李金珠さんは78歳であった。現在は90歳。

私が崔鳳泰弁護士が存在を知ったのは、05年8月15日付『朝日新聞』の「ひと」欄で紹介された記事である。当時43歳、強制動員被害真相糾明委員会事務局長であった。06年5月13日、この崔鳳泰弁護士の講演会が名古屋市教育館で開かれた。私はどうしてもその講演を聴きたく名古屋へ向った。「ひと」欄の記事を大切に手帳に貼り付けていた。会場は超満員であった。完璧な日本語で話された崔弁護士の講演に私は共鳴感動した。人道主義の原則、現実主義の原則、未来志向の原則であった。この理論こそ私の闘いの理論武装となった。所詮、この二人の韓国人によって私の行動が支えられてきた。二人の主張は、拙著『人間の砦』にも詳しく引用、転載させて頂いた。この二人との出会いがなければ金曜行動への執念もなかったに違いない。現在「日韓会談文書公開訴訟」を通じて、お二人にお会いできることは私にとって大きな力水となっている。

名古屋・三菱問題の年内解決、そして日韓会談文書が一日も早く全面公開されることを願っている。

読者の声



～ 二次訴訟判決に思う～

「がっかり」より「やっぱり」

野田隆稔

名古屋では「自衛隊イラク派兵差止め訴訟の会」(解散)が、訴訟中、資料を取り寄せるために、防衛省に「空自のイラクでの活動の内容を求める文書開示」を何度も要求したが、いずれも大部分が黒塗りの文書が出てきた。それは文書公開とはいえないひどいものであった。

仲間の一人が政権交代でどのように代わったかを知るため、文書開示を要求したら、黒塗りがはずされた文書が開示された。このことは名古屋で新聞に大きく報道された。

政権が代わると、こんなに情報公開が進むものかと感動した。

岡田外務大臣は外務省の密約を明らかにすると公言していたし、防衛省の情報開示もあったから、第二次訴訟の判決もひょっとするといい判決が出るのではないかと期待していたが、判決を聞いて、「がっかり」よりも「やっぱり」という感じであった。

防衛省の開示は裁判で行われたのではなく、大臣判断で行われたもので、裁判官たちには政権交代の意味がわかっていなかったのだ。

日本の裁判所と検察は戦後の民主化の洗礼を受けず、戦前の体質をそのまま引き継いで現在に至っている。表面的には民主主義を標榜しているが、「司法は体制を守るものである」という戦前の体質そのままである。過去の判決を見ていれば、三権分立の精神や憲法の立憲主義を理解しているとは思えない。

司法の体質が変わらないと、当たり前前の判決が画期的な判決とされる異常な状態から抜け出せないであろう。様々な行政訴訟は裁判所との戦いでもあると、私は思っている。

2010年1月30日 東京新聞

2010年1月30日 東京新聞
新潟国際情報大学教員 吉沢 文寿 41



「開示請求をした者その他の第三者が他の文書等との比較対照等をするにより不開示部分に記録された情報の内容等を推測すること、担当部局により作成された外交政策に

昨年十二月十六日、日韓国交正常化交渉(日韓会談)関連外交文書の開示決定をめぐる訴訟について、東京地裁は外務省の不開示決定を全面的に支持する判決を下した。この判決は二〇〇五年八月までに韓国政府が全面開示をした同一の文書についても、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法五条三号を盾にした外務省の不開示決定を全面的に認めるものであった。他国ですでに開示されている情報がなぜ日本で不開示にされなければならないのだろうか。

サタデー 発言

外交文書公開制度の改正必要

関する行政文書に記録された情報の内容が現実に明らかにされることは、「次元を異にする」と説明する。だが、「次元を異にする」などという表現は司法権力による言葉遊びにすぎない。このような外務省の決定は現行の情報公開法に照らしても不適切といわざるを得ない。なぜなら、同法第一条で明記されているように、この法律は情報開示請求者の「知る権利」を保障することにより、日本の民主主義を実現させることを目的としているのであり、日本にある情報をわざわざ海外に旅行して初めて確認できるなどという状況を受忍せざるを得ないほど、行政機関の長の裁量が認められてよいはずがないからである。情報公開法のより適切な運用とともに、行政機関の長の裁量よりも、請求者の「知る権利」を十分に保障する内容を盛り込んだ情報公開法および外交文書公開制度の改正が今こそ必要である。(新潟市江南区)

事務局だより

今後の予定

4月21日(水) 三次訴訟・第7回口頭弁論

東京地裁 522号法廷 10:30~

報告集会 522号法廷控室 11:00~の予定

5月12日(水) 控訴審・第1回口頭弁論

東京高裁 812法廷 10:30~

報告集会 星陵会館 12:00~の予定

米国公開の日韓会談文書を購入しました

アメリカ国立公文書館で公開されている文書が、韓国の国史編纂委員会から出版されました。1, 2, 3, 4巻を会で購入しました。ご自由に活用していただきたいと思えます。ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

日本で開催された国際学術シンポジウム

シンポジウムの記録は別冊としました。5名のパネリストによって発表された内容は、現在、大きな話題となって、日韓両国に広がっています。

日韓会談文書公開運動は

韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現するとともに、日本を公正で民主的な国にするための運動でもあります。

新政権には文書の全面公開を切望しましたが期待はかなえられず、新政権を相手に控訴審と三次訴訟を闘うことになってしまいました。

今後、陳述のため、韓国の原告に訪日していただいたり、またニュースの発行回数も多くなると思われます。

今回も、前年までの未払い分を含めた個人別振込み用紙を同封しましたので、至急、お振込みください。よろしくお願いいたします。



発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子 吉澤文寿
(事務局) 〒259-1114 神奈川県伊勢原市

高森 3-4-22 高梨荘 202 (小竹)

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/

郵便振替口座 / 00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会